

## 報告第 8 号

### 臨時代理した事件(名張市教育委員会事務局組織及び処務規則及び名張市立図書館規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成15年教育委員会規則第1号）及び名張市立図書館規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則及び名張市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

職務権限規程の一部改正に伴い、代決に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 専決権限職位者が不在のときに代決することができる者を当該専決権限者があらかじめ指定した者（現行：直近下級職位者）とするほか、代決に係る規定を整備する。
- (2) 各室及び図書館の事務分掌に係る規定を整理する。
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則及び名張市立図書館規則の一部を改正する規則

(名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部改正)

第1条 名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事案の代決)</p> <p>第18条 第15条に規定する<u>専決権限職位者が不在</u>のときは、<u>当該専決権限職位者があらかじめ指定した者が代決することができる。ただし、専決権限職位者が代決できる者をあらかじめ指定することができない場合には、当該専決権限職位者の直近上級職位者がその指定をするものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、予算の執行を伴う事務に関して代決できる者を指定するときは、専決権限職位者の直近上級職位者を指定するものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定による指定は、当該指定を行う者の直近上級職位者の決裁を受けてするものとする。</u></p> <p>4 <u>専決権限職位者の直近上級職位者は、第1項又は第2項の規定により指定を受けた者が不在の場合その他指定を変更する必要がある場合には、その指定を変更することができる。</u></p> <p>第19条 削除</p>	<p>(専決事案の代決)</p> <p>第18条 第15条に規定する<u>専決権限者が不在</u>のときは、<u>直近下級職位者が代決することができる。</u></p> <p>(代決の制限)</p> <p>第19条 <u>前条の規定にかかわらず、あらかじめその処理について特に指示を受けた事務又は緊急やむを得ない事務のほか、異例若しくは疑義があると認められる事務は代決してはならない。</u></p>

(後閲)

第20条 代決した事項については、専決権限職位者に後閲を受けなければならない。

(文書の收受及び配布)

第24条 文書及び物品の收受は、室へ配布された文書を收受し、親展文書を除き、文書の余白部分に受付印を押すものとする。ただし、当該文書が電子文書（名張市文書処理規程（平成18年規程第3号。以下「文書規程」という。）第2条第2号に規定する電子文書をいう。）の場合には、受付印の押印を省略することができる。

2 略

(文書の保存)

第31条 略

2 完結文書の保存期間は、文書規程第34条の規定を準用する。

別表（第4条関係）

室	事務分掌
教育 総務 室	1～20 略
	<u>21～24</u> 略
	<u>25～31</u> 略
	<u>32</u> <u>市長の補助機関である職員に補助執行させた営繕工事の設計、施工及び</u>

(後閲)

第20条 代決した事項については、専決権者に後閲を受けなければならない。

(文書の收受及び配布)

第24条 文書及び物品の收受は、室へ配布された文書を收受し、親展文書を除き、文書の余白部分に受付印を押すものとする。

2 略

(文書の保存)

第31条 略

2 完結文書の保存期間は、名張市文書処理規程（平成18年規程第3号。以下「文書規程」という。）第34条の規定を準用する。

別表（第4条関係）

室	事務分掌
教育 総務 室	1～20 略
	<u>21</u> <u>学校の施設に関すること。</u>
	<u>22～25</u> 略
	<u>26</u> <u>教育委員会に係る「新しい公」の推進の総括に関すること。</u>
<u>27～33</u> 略	

	<u>監督に係る事務の教育委員会との調整に関すること。</u>		
学校教育室	<p>1 県費負担教職員の人事、<u>サービス及び管理</u>に関すること。</p> <p><u>2～6</u> 略</p> <p>7 <u>教科及び特別活動等の教育内容並びにその取扱い</u>に関すること。</p> <p>8 <u>学校教育における人権・同和教育及び平和教育の推進</u>に関すること。</p> <p><u>9～12</u> 略</p>	学校教育室	<p>1 県費負担教職員の人事に関すること。</p> <p><u>2 県費負担教職員のサービス及び管理</u>に関すること。</p> <p><u>3～7</u> 略</p> <p>8 <u>教科、道徳及び特別活動の教育内容並びにその取扱い</u>に関すること。</p> <p>9 <u>学校教育における人権及び同和教育の推進</u>に関すること。</p> <p><u>10～13</u> 略</p>
教育センター	略	教育センター	略
文化生涯学習室	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>社会教育関係団体の育成、指導及び事業奨励</u>に関すること。</p> <p>5 <u>生涯学習の推進</u>に関すること。</p> <p><u>6～16</u> 略</p> <p>17 <u>歴史的資料の収集、保存及び活用</u>に関すること。</p> <p>18 略</p>	文化生涯学習室	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>生涯学習の推進</u>に関すること。</p> <p>5 <u>社会教育関係団体の育成、指導及び事業奨励</u>に関すること。</p> <p>6 <u>図書館の整備計画</u>に関すること。</p> <p><u>7～17</u> 略</p> <p>18 <u>資料の収集、保存及び活用</u>に関すること。</p> <p>19 略</p>
市民	1～3 略	市民	1～3 略

スポーツ室	<u>4～6</u> 略	スポーツ室	<u>4</u> <u>スポーツ推進委員に関する</u> <u>すること。</u> <u>5～7</u> 略
-------	--------------	-------	--

(名張市立図書館規則の一部改正)

第2条 名張市立図書館規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）								
<table border="1"> <tr> <td>事務分掌</td> </tr> <tr> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td>3 施設、設備、器具備品等の<u>整備</u> <u>及び維持管理並びにその利用に</u> <u>関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>4～13 略</td> </tr> </table>	事務分掌	1・2 略	3 施設、設備、器具備品等の <u>整備</u> <u>及び維持管理並びにその利用に</u> <u>関すること。</u>	4～13 略	<table border="1"> <tr> <td>事務分掌</td> </tr> <tr> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td>3 施設、設備、器具備品等の維持 管理並びにその利用に関するこ と。</td> </tr> <tr> <td>4～13 略</td> </tr> </table>	事務分掌	1・2 略	3 施設、設備、器具備品等の維持 管理並びにその利用に関するこ と。	4～13 略
事務分掌									
1・2 略									
3 施設、設備、器具備品等の <u>整備</u> <u>及び維持管理並びにその利用に</u> <u>関すること。</u>									
4～13 略									
事務分掌									
1・2 略									
3 施設、設備、器具備品等の維持 管理並びにその利用に関するこ と。									
4～13 略									

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。